

## 第6章 死体解剖保存法

### 3 死体保存許可申請

1 事 案	死体の全部又は一部を保存しようとする場合
2 根拠法令	法19条第1項
3 提出宛名	知事（保健所長経由）
4 提出部数	2（進達1、控1）
5 添付書類	（1）死体保存に関する遺族の承諾書又は遺族の諾否確認不能申述書
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 進達
7 申請手数料	県証紙 3,400円
8 審査要領	（1）申請書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。 （2）記載事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押印されているか。
9 備考	

# 死体保存許可申請書

- 一 保存しようとする者の住所、氏名及び年齢
  
- 二 医師又は歯科医師免許の有無
  
- 三 保存を必要とする理由
  
- 四 死者の住所、氏名、性別（死胎のときは父母の住所、氏名及び死胎の性別）
  
- 五 保存しようとする死体の全部又は一部の別（一部を保存するときはその部位）
  
- 六 死亡年月日（死胎のときは分娩年月日及び妊娠月数）
  
- 七 解剖に関する履歴の詳細  
（解剖に従事した学校又は病院の名称、経験年数、剖検数等を明記するしじ。）

右記により死体解剖の許可を受けたいので、死体解剖保存法第十九条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住 所 郵便番号

電話番号

氏 名

印

保 健 所 長 様

## 死体保存に関する遺族の承諾書

一 死者の住所、氏名及び性別

二 死亡年月日

三 死亡の場所

四 保存される死体の全部又は一部の別（一部を保存するときはその部位）

上記の死体が死体解剖保存法第十九条第一項の規定に基づいて保存されることに異存ありません。

年 月 日

住 所 郵便番号

電話番号

死者との続柄

氏 名

印

## 死体保存に関する遺族の諾否確認不能申述書

- 一 死亡者の住所、氏名及び性別
  
- 二 直接死因及び間接死因
  
- 三 死体の保存を特に必要とする理由
  
- 四 遺族の所在が不明のときはその旨及びその理由

右記の死体保存については、遺族の承諾がなくてもその保存が必要であることを証明する。

年 月 日

住 所

医師氏名

印